

評価対象年度	平成 29 年度
1次評価日（主幹等）	30年 3月 31日
2次評価日（課長等）	30年 3月 31日

事務事業評価表（補助金等）

1 事業名	不妊・不育治療補助金	事務事業コード	43202
-------	------------	---------	-------

2 担当部課	部等 健康福祉部	課等 健康推進課	担当者 百瀬ひろみ
--------	----------	----------	-----------

3 事業概要	目的体系	基本目標	ともに支えあい、健やかに暮らせるまち		
		政策	保健・医療の充実	施策	母子保健の充実
		事務事業	不妊・不育治療補助金		
		予算科目	母子保健事業費	業務委託	なし（直営）
		実施義務	その他（内部事務等）	国県補助	なし
	根拠法令等				

●事業の内容（D0）

4 補助等の内容		* 補助金、負担金、交付金の具体的な内容	
① 性質	補助金	② 期間	平成28 年度 ~ 年度
補助金の種別	—	③ 対象	個人
④ 制度の内容	安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するとともに、少子化対策の充実を図るため、不妊及び不育治療に要する費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図る。		
⑤ 積算方法	①一般不妊治療：対象経費の2分の1以内とし、年額5万円まで。（助成金の交付は1年度当たり1回とし、連続する3年度まで） ②特定不妊治療：対象経費から県特定治療要綱に基づき交付を受けた助成金を控除した額の2分の1以内とし、1回あたり5万円以内。（助成回数は、県特定治療要綱第3第3項及び第4項に規定する回数） ③不育症治療：対象経費から県不育治療要綱に基づき交付を受けた助成金を控除した額の2分の1以内とし、1回あたり5万円以内。（助成回数は、県不育症治療要綱第4第2項に規定する回数） ※②及び③については、1年度当たりの助成限度額は、②及び③合わせて20万円まで。		
⑥ 期待される効果（最終的な意図）	・不妊等治療にかかわる経済的負担の軽減 ・出生率の向上		

5 補助等の実績

区分	27年度	28年度	29年度	30年度(予算)
① 件数（件）				
予算件数		52	52	51
実際の支出件数		33	40	
執行率	-	63.5%	76.9%	
② 金額（円）				
予算額	0	2,776,000	2,776,000	2,050,000
財源内訳				
一般財源		2,776,000	2,776,000	
特定財源	0	0	0	
* 特定財源（負担割合）の説明				
実際の支出金額		1,157,631	1,649,686	
予算執行率	-	41.7%	59.4%	
支出額の前年度比		-	142.5%	
③ 29年度の交付先	個人（40件）			

●事業の評価 (CHECK)

6 妥当性評価		* 妥当性＝行政がこの事業を行う必要性はあるか。		妥当性 (1次判定)		高い
評価項目		はい	いいえ			
①	現時点で、税金を投入して積極的に関与すべき重要な分野である。	1		5		
②	補助等の効果は広く市民に還元され、特定団体の既得権益にはなっていない。	1		5		
③	全ての対象者に交付している。	1				
④	補助等の基準を明確に定め、市民に周知している。	1				
⑤	社会情勢の変化や市民ニーズを把握し、補助等の内容に反映している。	1				
⑥～⑩は、補助金の対象が特定の団体に限定される場合に回答		妥当性 (2次判定)				
⑥	補助対象団体では構成員に会費負担を求めており、自主財源を確保している。			0		
⑦	補助対象団体の会計において、市の補助額を上回る繰越額は生じていない。			5		
⑧	補助対象団体の事務局は独立しており、市は事務的な支援を行っていない。					
⑨	補助対象団体の事業実績、決算状況を把握している。					
⑩	補助対象団体が補助金を目的どおり使用したか、用途を検証している。					

7 有効性評価		* 有効性＝成果指標 (項目7/住民の満足度) が向上しているか。		有効性		高い
評価項目		はい	いいえ			
①	この補助金等が属する施策において、この補助金等の優先度が高い。	1				
②	補助等の目的が未達成で、今後も継続することで成果が向上する余地がある。	1				
③	他の方法と比べて、現金を直接給付する方法が最も効果的で低コストである。	1				
④	補助団体等において、市が補助等を行った目的が達成された。	1				
⑤	この事業の利用者が増加した。	補助・交付件数	前年度比	121.2%	1	

●改善の内容 (ACTION)

8 具体的な課題と改善	
課題	(補助等の制度を有効に活用する上で、現在課題になっていること)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度を開始し2年が経過。申請者は増加傾向にある。要綱に基づき支給決定を行っているが、治療のステップアップ等申請者の状況の変化に伴い、様々な事例があることから、適正かつ効率的な判断となるよう要綱のほかに運用上のルールが必要。 ・ 特定不妊治療について、県助成への上乗せ補助を実施する中で、治療の実態を把握するにつけ、高額な医療費への助成の必要性を感じる。
改善方法	(上記の課題をふまえて31年度以降に実施する、具体的な改善の内容)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要綱に基づき運用上のルールを定め、適正かつ効率的な支給決定に努める。
改善開始時期	平成30年4月～

●次年度の計画 (PLAN)

9 次年度の方針	継続して実施
----------	--------